

住民監査請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求書の提出

2024年（令和6年）3月18日に、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定により監査請求書の提出があった。

2 請求人

（省略）

3 請求の要旨

請求の要旨は、監査請求書及び2024年（令和6年）3月25日に提出された補正書によれば、次のとおりである。

(1) 福山市長に対し、次の措置を求める。

タカオスケートパーク福山（以下「本件施設」という。）に照明設備を設置するための公金支出は、悪質なスケートボーダーを増やし、福山市の治安を害するとともに、福山市民の生命、身体に危害を加える恐れがあり、これは国民の生存権を侵すもので憲法25条に違反するものであり、かつ、不当なため、差止めを求める。

(2) 理由は、次のとおりである。

福山市役所近くにある野村證券横の地下道では、ほぼ日常的に悪質なスケートボーダーがスケートボードを傍若無人に使用している。請求人は、直ちに福山市役所スポーツ振興課に「このスケボーを今すぐやめさせろ」等の電話をかけても、スポーツ振興課は何もしなかった。福山市役所は悪質なスケートボーダーについては見て見ぬふりである。

本件施設への公金支出による照明設備設置は、何らスケートボードのマナーの向上にはつながらない。そればかりか悪質なスケートボーダーを増やすことに貢献するものであり、福山市の治安を害し、福山市民の生活を脅かすもので、福山市民の生存権を侵害するものであり、憲法25条に違反するのは明らかである。現に大阪府では悪質なスケートボーダーによる傷害事件が発生している。

また、本件施設については、以前、住民監査請求の申立てがなされたが、令和5年1月20日付けで棄却された。その理由は、「スケートボードは東京オリンピックで知名度が上がっている。」「今回の住民監査請求の申立てはスケートボードを悪としている。」というものであった。

しかしながら、この理論だと「ベルリンオリンピックはナチス・ドイツの知名度を上げた」のでナチス・ドイツを悪とするのはけしからんことになる。前回の住民監査請求の申立ての棄却は失当である。

前回の住民監査請求の申立て棄却の後の、令和5年8月26日に大阪府で悪質なスケートボーダーにより、無関係の女性が重傷を負う事件が発生した。福山市の態度は、この犯罪行為を認容するものである。福山市に必要なのは、照明設備ではなく、刑罰付きのスケートボード取締条例である。

よって、スケートボードのマナーの向上につながるものが著しく不明瞭で、かつ、憲法25条に違反する当該公金支出の差止めを求める。

第2 請求の受理

本件住民監査請求（以下「本件請求」という。）については、自治法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、受理した。

第3 監査の対象

1 監査対象事項

住民監査請求の対象となる財務会計上の行為

自治法第242条第1項では、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の确实さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる」旨規定している。

上記の規定及び請求の要旨から、本件請求の監査対象事項を次のとおりとした。

(1) 監査対象となる財務会計上の行為について

本件請求の趣旨は、市長に対し、本件施設への照明設備の設置（以下「本件照明設置」という。）に係る公金の支出の差止めを求めるものである。そこで、監査対象となる財務会計上の行為としての当該公金の支出を具体的に特定する。

(2) 上記財務会計上の行為の違法性又は不当性について

(1)で特定した財務会計上の行為が違法又は不当であるといえるか。

2 監査対象部局

建設局都市部

第4 監査委員の交代

監査委員のうち、2024年（令和6年）3月31日付けで林浩二委員が退任し、同年4月1日付けで小葉竹靖委員が就任した。

第5 請求人の証拠及び陳述書の提出

1 自治法第242条第7項の規定により、請求人から、2024年（令和6年）3月27日付けで新たな証拠及び陳述書が提出された。

2 陳述書の要旨は、次のとおりである。

一度、秩序が乱れ、これを放置すると治安は悪化の一途である。

スケートボードのマナーの向上を目的とした本件施設は、実際はスケートボードのマナーの向上どころか、事実上、非行の温床と化している。現に本件施設周辺で悪質なスケートボーダーに注意したところ、暴力事件に発展しそうになったとの苦情の電話が福山市に寄せられている。この事実は、請求者が福山市にスケートボードのマナーの問題についての情報開示請求をして、初めて明るみになった事実である。福山市はこの不都合な事実を隠蔽している。

今後、このようなことが続くと、悪質なスケートボーダーによる殺人事件が発生するのは明らかである。

よって、福山市はスケートボードの振興に公金を支出すべきではない。

3 口頭による意見陳述については、請求人から必要はない旨の意思表示があり、実施しなかった。

第6 関係機関の陳述等

1 建設局都市部に対して意見の陳述及び関係資料の提出を求めたところ、当該関係機関から陳述書及び関係資料の提出があった。また、陳述内容を補足するため、当該関係機関の職員から聴取を実施した。

2 陳述等の要旨は、次のとおりである。

(1) 本市では、スケートボードによる危険行為や迷惑行為の撲滅に向けて、マナー啓発やマナー違反者の取締りを行うだけでなく、受け皿となる利用環境を整備し、適切にスケートボーダーを誘導することにより、効率的かつ効果的にマナーの向上を図っている。

本件照明設置も、スケートボーダーに対するアンケート調査の結果を踏まえ、住宅地から離れた場所にある本件施設において、スケートボーダーが望む夜間の利用環境を整え、適切に誘導することによって、夜間の迷惑行為の削減を図ろうとするもので

ある。

このため、「照明設備設置は、何らスケートボードのマナーの向上にはつながらない。そればかりか悪質なスケートボーダーを増やすことに貢献するもの」とする請求人の主張は、当たらないものとする。

(2) 本件施設は、スケートボードが2021年(令和3年)に開催された東京2020オリンピックの正式種目になり、スポーツとして普及すると見込まれたことから、その受け皿として2020年(令和2年)に整備したものである。

しかし、施設を整備したにも関わらず、公道や公園での危険行為や迷惑行為が見受けられたことから、原因を把握するため、2021年(令和3年)8月に市内の公園やスケートボードショップにおいてヒアリング調査を実施した。その結果、本件施設は、①混雑していること、②初級者にとって難易度が高いこと、③夜間利用ができないこと、などの理由から、やむなく公道や公園を利用している者が多いことが分かった。

この調査結果を踏まえ、2022年度(令和4年度)に初級者でも利用しやすい初級者向けエリアの増設を行い、2024年度(令和6年度)に照明設備の工事を計画している。

第7 監査の結果

(本文)

本件請求については、監査委員合議の結果、次のとおり決定した。

本件請求については、理由がないものと判断し、「棄却」する。

(理由)

請求内容に係る監査委員の判断の理由は、次のとおりである。

1 本件施設の概要

本件施設は、本市千代田町一丁目ほかの1級河川芦田川の河川敷に整備された、かわまち広場の中にあるスケートボード及びインラインスケート専用施設である。東京2020オリンピックを契機に増加が予測されたスケートボーダーの受け皿とするため、まず、初級者向けエリアを除く部分(以下「既設エリア」という。)が整備され、2020年(令和2年)3月20日に供用を開始した。

しかし、既設エリアの整備後においても、スケートボードによる迷惑行為が引き続き見られたことから、市内の公園等においてスケートボーダーに対するヒアリング調査を行い、その結果、初級者向けエリアを増設することとし、当該エリアは2023年(令和5年)3月21日に供用を開始した。

本件施設は、既設エリアと初級者向けエリアを合わせ、面積約2,000㎡、全面コンクリート舗装で、既設エリアに10個、初級者向けエリアに4個のセクションが配置されている。

2 本件施設に係る住民監査請求に係る監査の実施及び結果

(1) 本件施設については、請求人から、既設エリアについて2022年（令和4年）11月22日に、初級者向けエリアについて同年12月19日に、自治法第242条第1項の規定による監査請求書の提出があった。

請求の要旨は、スケートボーダーのマナーの悪さから、スケートボードを美化することになる既設エリアに係る公金の支出は公序良俗に反する違法なものであり、また、初級者向けエリアについては、スケートボードパークが必要ならば愛好家等が自分たちで建設すべきであり、初級者向けエリアの建設に公金を使う必要がなく、さらに、既設エリアの整備後もスケートボーダーのマナーの悪さは変わらず、マナーの向上に役立っていないので、既設エリアの維持及び初級者向けエリアの整備に係る公金の支出は税金の無駄遣いである、というものである。

(2) これらの監査請求については、受理をし、併合して監査を実施した結果、理由がないものとして棄却することとし、2023年（令和5年）1月20日付けで請求人に通知するとともに、公表した。

3 監査対象となる財務会計上の行為について

(1) 本件請求は、本件照明設置に係る公金の支出の差止めを求めるものである。本件照明設置は、監査実施時点で、財務会計上の行為としては何らの行為も行われていないが、関連予算は令和6年度福山市一般会計予算案に計上され、同予算案の参考資料の主要事業一覧表にも明記されている。そして、同予算案は、令和6年第1回福山市議会定例会において可決成立している（議決日は、2024年（令和6年）3月13日）。

令和6年度福山市一般会計予算では、

（款）土木費、（項）都市計画費、（目）緑化事業費

（事業）市単独事業費、（細事業）芦田川緑地かわまち広場整備 31,000千円

のうち、25,000千円が本件照明設置に係る予算である。予算には、照明設備設置の設計業務委託に係る委託料と、工事に係る工事請負費が措置されている。

令和6年度福山市一般会計予算に計上されていることから、本件照明設置に係る公金の支出は相当の確実さをもって予測されると認められる。

(2) 住民監査制度における公金の支出とは、支出負担行為、支出命令及び支払をいうとされている。支出負担行為とは、「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為」をいう（自治法第232条の3）。本件では、今後、本件照明設置に係る設計業務委託及び工事が予定されており、設計業務委託契約及び工事請負契約が本件における財務会計上の行為となる。

また、これらの契約に基づく設計業務及び工事が実施され、適正な履行確認が行われた場合、これらの契約に基づき委託料及び工事請負費の支出命令が行われ、さらに支出命令に基づき支払が行われることになる。これらの支出命令及び支払も本件における財務会計上の行為である。

4 上記財務会計上の行為の違法性又は不当性について

請求人の主張は、本件照明設置は、悪質なスケートボーダーを増やし、本市の治安を害するとともに、市民の生命、身体に危害を加える恐れがあり、市民の生存権を侵すもので、憲法第 25 条に違反するものであり、これにより本件照明設置に係る公金の支出が違法又は不当な財務会計上の行為となる、というものであると解して、以下検討する。

(1) 本件照明設置の決定の経過等

ア 本件施設については、前記 1 のとおり、まず、既設エリアが整備され、2020 年（令和 2 年）3 月 20 日に供用を開始した。

イ しかし、既設エリアの整備後においても、スケートボードによる迷惑行為が引き続き見られたことから、その原因を調査し、スケートボードパーク増設の必要性等を検討することとし、2021 年（令和 3 年）8 月に市内の公園等においてスケートボーダーに対するヒアリング調査を行った。

ウ 調査結果から、利用場所を増やすこと、夜間利用できる場所を増やすこと、施設の充実したスケートボードパークを整備することへのニーズが多いことが分かった。他方、既設エリアについては、夜間の利用ができない、混雑している、初心者には難しいとの利用者の不満があることも分かった。

エ スケートボード利用場所の増設ニーズがあったこと、及び既設エリアへの不満から多くの者がやむを得ず公園等を利用していると考察したことから、本件施設に初級者向けエリアを増設することとし、2023 年（令和 5 年）3 月 21 日に同エリアの供用を開始した。

オ さらに、夜間利用のニーズに対応するため、本件施設に照明設備を設置することとした。関連予算は、令和 6 年度福山市一般会計予算に計上されている。

カ なお、今後、本件照明設置に係る設計業務委託を実施し、設計書に基づき、国土交通省中国地方整備局福山河川国道事務所と河川法（昭和 39 年法律第 167 号）に基づく協議をした後、工事を実施することとなる。

(2) 本件施設については、前記 2 のとおり、請求人による住民監査請求があり、監査委員は、本件施設の整備目的、経過、利用状況等から、及びスケートボードが一部の者による迷惑行為があることをもって迷惑なスポーツであるとはいえないことなどから、本件施設に係る公金の支出は公序良俗に反する違法なものとはいえず、また、市長に裁量権の範囲の逸脱又は濫用があるとは認められず、さらに税金の無駄遣いにも当たらないと判断している。

そして、本件照明設置は、スケートボーダーの夜間利用を促進することにより、公園や公道におけるスケートボードの迷惑行為を抑制しようとするものであり、合理性・妥当性があるといえる。請求人は、スケートボードに関わる少数の苦情や事故の事例を挙げ、本件照明設置により悪質なスケートボーダーを増やすと主張しているが、これは、少数の事例をもって全体を評価しようとするもので、失当である。

また、公の施設の整備に当たり、どのような施設、設備とするかは設置者である市長の裁量に任されているというべきである。その裁量の妥当性については、議会にお

ける予算案の審議やパブリックコメント等による住民の意見聴取などを通じて判断されるべきである。本件照明設置については、ヒアリング調査により利用者のニーズを把握した上で、令和6年第1回福山市議会定例会において、当該予算を含む令和6年度福山市一般会計予算案が審議され、本件照明設置については反対意見もなく、可決成立している。

以上のことから、本件照明設置について市長に裁量権の範囲の逸脱又は濫用があるとはいえない。

その他に本件照明設置に係る公金の支出について、市長に財務会計法規に違反する事情は認められない。

したがって、本件照明設置に係る公金の支出について、違法又は不当は認められない。

- (3) なお、憲法第25条は、第1項で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と、第2項で「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と規定しているが、第1項は「いわゆる福祉国家の理念に基づき、すべて国民が健康で文化的な最低限度の生活を営みうるよう国政を運営すべきことを国の責務として宣言したもの」、第2項は「福祉国家の理念に基づき、社会的立法及び社会的施設の創造拡充に努力すべきことを国の責務として宣言したもの」（最高裁判所大法廷昭和57年7月7日判決）とされており、請求人の主張する本市の治安を害し、市民の生命、身体に危害を加える恐れがあることが、憲法第25条に違反することにはならない。

5 結論

以上のことから、本件照明設置に係る公金の支出の差止めを求める本件請求には理由がないものと認める。

よって、本件請求は棄却されるべきものである。